

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	24-1
許認可等の種類	標準鶏の認定			
根拠法令条例等・条項	養鶏振興法(昭和35年法律第49号)第5条第1項			
許認可等の概要	種卵を生産する者の飼養する鶏につき、当該鶏が標準鶏であるかどうかについての都道府県知事の認定を申請することができる			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>養鶏振興法第2条第1項に定めた品種について、養鶏振興法施行規則別表に掲げた特徴を有する鶏</p> <p>養鶏振興法 第二条 この法律において「標準鶏」とは、次に掲げる鶏の品種であることを示す外形上の特徴で農林水産省令で定めるものを備える鶏をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 単冠白色レグホーン種 二 横はんプリマスロック種 三 単冠ロードアイランドレッド種 四 ニューハンプシャー種 五 名古屋種 六 三河種 七 その他農林水産省令で定める品種 			
基準の制定根拠	養鶏振興法施行規則第1条			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日			
期間の制定根拠	申請に対する審査に要する日数			

